

## 会員規約

### 第1条 (適用範囲)

本規約は、「GOLF factory MIRAI(ゴルフファクトリーミライ)」(以下「当施設」といいます。)として運営するインドアゴルフクラブ、およびそれに派生するサービスの利用に関し適用されるものとします。

### 第2条 (会員制度)

- 1 当施設に入会しようとするときは、本規約を承諾し、Web上または店頭にて申し込みを行うものとします。
- 2 18歳以下(高校生以下)の未成年者が入会を希望する場合は、所定の入会同意書に本人と当施設指定の会員であるその保護者が連署の上、入会手続きを行うものとします。この場合、保護者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
- 3 当施設指定の会員であるその保護者1人につき、1人の18歳以下(高校生以下)の未成年者が入会することができません。
- 4 会員は、本規約、施設内の諸規則、その他当施設が定める規則を全て遵守しなければなりません。

### 第3条 (入会資格)

次の各号のいずれかに該当する者は会員になることはできません。

- (1)本規約および当施設の諸規則を遵守できない者
- (2)入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
- (3)過去または現在において暴力団または反社会勢力に属し、またそれらに属する者と 関係を有する者と当施設が判断した者

### 第4条 (月額会員、入会金等)

- 1 会員は、会費等を、当施設所定の方法で支払うものとします。
- 2 会費の支払いは前払い方式とします。支払い時期は、翌月分を当月末までに支払うものとします。
- 3 プラン契約の際には、入会に関する初期費用(入会金、事務手数料等)、及び初年会費(日割り計算)、2カ月目の月会費を支払うものとします。
- 4 その他料金は、その都度支払うものとします。
- 5 プラン変更手続きは、変更を希望する前月の10日までにを行うものとする。当該月の末日をもってプラン変更とする。
- 6 各月の11日以降にプラン変更手続きがとられた場合は、翌々月の末日をもってプラン変更扱いとなります。
- 7 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、当施設が別途定める会費を全て支払う義務があります、一旦支払った会費は、本規約の定めがある場合を除いて返還しません。
- 8 当施設は、会費等の改定を行うことができます。その場合、改定を行う2週間前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとします。
- 9 会員は、各月の10日までに当施設に所定の手続きをすることにより、翌月から休会することができます。当施設の事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いとします。

## 第5条（遵守事項）

会員は、本規約に別途定める他、以下を遵守しなければなりません。

(1)当施設の利用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、施設の説明並びに指示に従わなければなりません。

(2)当施設内において、以下の行為は禁止されます。

- ①刃物などの危険物や他者または施設、器具を傷つける可能性のある物品の施設内への持ち込み
- ②正当な理由なく他者の所持品に触れること。
- ③大声、奇声を発する行為、他の会員もしくはスタッフに対する暴力行為、威嚇行為または迷惑行為
- ④正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為
- ⑤動物を館内に持ち込むこと。ただし、盲導犬、補助犬等は除く。
- ⑥当施設の秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷付けること

(3)当施設内において、以下行為は禁止されます。

- ①打席以外、打席での打席幅を越えるようなスイング（横振り等）を行うこと。
- ②プレーヤー以外の方の打席、打席通路及び打席付近への立ち入り。
- ③打席設備の移動、及び不適切と思われる使用を行うこと。
- ④スタジオ備付のボール以外を使用すること。
- ⑤当施設のボール及び備品の持ち出し。
- ⑥その他注意事項・打席利用のエチケット及びマナーを守ること・前後の打席に十分注意すること・ボール収集やボールを置いたりする際は、前後打席の人に注意すること・打席の利用が終わったら速やかに移動を行うこと。

## 第6条（退会）

- 1 会員が自己都合により当施設を退会する場合は、店頭または電話問い合わせをした上で退会することができます。
- 2 退会手続きは、退会を希望する前月の10日までにを行うものとし、その場合当該月の末日をもって退会となります。
- 3 各月の11日以降に退会手続きがとられた場合は、翌々月の末日をもって退会扱いとなります。
- 4 会費等の全部または一部が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。
- 5 会費等は、退会が月の途中であっても、当該月分を全額支払わなければなりません。
- 6 第4条7項に反し、会員が自己都合により会費等の全部もしくは一部の滞納が2か月間となった場合規約退会とします。また滞納分については、支払期日の翌日から支払日までの日数に年14.6%の割合で計算される金額を延滞損害金として、会費等その他の債務と一括して、当施設が指定する方法で支払いを求めることができます。その際の必要な振込手数料等その他の費用は、当該会員の負担とします。

## 第7条（届出等）

- 1 会員は入会申込書等に記載した内容に変更及び、健康状態に変化があったときは、速やかに当施設において、所定の手続きをもって変更の届け出をしなければなりません。
- 2 当施設から会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所またはメールアドレス等あてに行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発信後の責を負いません。

#### 第8条（規約退会）

- 1 当施設は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を強制的に退会させることができます。
- (1)本規約および当施設の諸規則を遵守しないとき。
  - (2)当施設内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、当施設の運営に影響を生じると判断されるとき。
  - (3)当施設において、第3条に定める入会資格を欠いていると判断したときまたは入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき。
  - (4)その他、当施設において、会員としてふさわしくない言動があったと認めたとき。
- 2 当施設から強制的に退会させられた会員に対しては、当施設は、前納分または即払分の会費等があっても、これを返還することはいたしません。
- 3 規約退会処分を受けた会員は、将来にわたり期間の定めなく、当施設への入会はできません。

#### 第9条（会員資格の譲渡禁止等）

当施設の会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続その他の包括継承はできません。

#### 第10条（営業日および営業時間）

当施設の営業日、営業時間およびスタッフ受付時間については、当施設が別に定めます。ただし、気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

#### 第11条（当施設の利用制限）

- 1 当施設は、次の理由により施設の全部または一部の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、第12条1項が定める場合を除き会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはありません。
- (1)気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当施設が判断し、営業が困難と認めたとき。
  - (2)施設、設備の点検、補修または改修をするとき。
  - (3)法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。
  - (4)その他当施設が休業を必要と認めるとき。
- 2 前項の場合、事前にその旨を当施設のホームページ等にて告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

#### 第12条（施設の閉鎖・変更）

- 1 当施設は、次の理由により施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。
- (1)気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当施設が判断し、営業を不可能と認めたとき。
  - (2)法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他当施設の経営上等やむを得ない事由が発生したとき。
  - (3)当施設において経営上等やむを得ない事由が発生した場合にあって、3か月前に予告のうえ解散したとき。

(4) 但し、解散の原因が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、上記の予告期間を合理的に短縮することができるものとします。

2 第12条1項が定める場合を除き、当施設の閉鎖・変更の場合、会員に対し、特別の補償は行いません。

#### 第13条（賠償責任）

1 当施設内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当施設は一切の責任を負いません。ただし、当施設に過失が認められた場合は、当施設が加入する保険にて対応する場合があります。

2 会員または同伴者は、自己の責に帰すべき原因により、当施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

3 会員は、同伴者の責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴者と連帯して賠償責任を負わなければなりません。

#### 第14条（その他禁止事項）

1 会員は、当施設が提供するサービスおよび商品、その他本サービスを通じて知り得た一切の情報について、会員個人の私的利用の範囲を超えて利用してはならないものとします。

2 当施設は、会員が利用するにあたり、次の行為を禁止します

(1)他の会員、第三者または当社の著作権、商標権等の知的財産権、肖像権、プライバシー、もしくはその他の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為

(2)公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他の会員または第三者にまたは当社に提供する行為

#### 第15条（通知予告）

本規約および当施設の諸事情に関する通知または予告は、当施設所定の場所に掲示する方法または電子メール等により行います。

#### 第16条（準拠法、管轄裁判所）

1 当施設の利用ならびに利用規約の解釈および適用は、日本国法に準拠します。

2 当施設の利用に関わる全ての紛争については、他に別段の定めのない限り、大津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

#### 第17条（本規約その他の諸規則の改定）

当施設は、本規約、細則、利用規定、その他運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力は最新の改訂日をもって全ての会員に適用されます。

附則. 本規約は 2023 年 3 月 21 日より発効します。